

別記様式第1号(第四関係)

# しょうなん地区活性化計画

千葉県柏市

令和2年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	しょうなん地区活性化計画	都道府県名	千葉県	市町村名	柏市	地区名(※1)	しょうなん地区	計画期間(※2)	平成29年～令和3年
-------	--------------	-------	-----	------	----	---------	---------	----------	------------

## 目 標 : (※3)

当該地区は、農業を基幹産業とする準農村地域であり、地区のほとんどが市街化調整区域のため、人口減少、生産者の高齢化が進展している。一方、当該地区には、手賀沼に隣接する形で年間100万人以上が訪れる「道の駅しょうなん」があり、農産物の購入をはじめ、サイクリング、ランニング等のアクティビティのための拠点となっている。また、当該地区には野菜、果樹の収穫体験農園をはじめ、手賀沼フィッシングセンター、県立手賀の丘少年自然の家、手賀の丘公園といった観光・レクリエーション機能が点在するが、知名度が低いこと、結びつきが弱いことから、当地区の魅力を十分に引き出せていない、いわばもったいない現状がある。そのような中、本市では当該地区において都市と農村交流、観光・レクリエーション振興による新たな交流の地域づくりを目指す「手賀沼アグリビジネスパーク事業」を推進している。この事業では、道の駅しょうなんを当該地区の玄関口＝アグリエントランスパークと位置づけ、地区内に点在する地域資源を有機的に結び付け、地区全体に交流人口を拡散させる取り組みを進めている。

本事業においては、受入強化施設として道の駅敷地内に農産物直売施設、加工体験施設を整備し、その施設を拠点として、当該地区の観光・レクリエーションに関する積極的な情報発信、拠点から地域を結ぶ2次交通の確保等を通して、地区全体の交流人口の拡大を図り、もって都市近郊型農業の振興を進めるものとする。

具体的な目標として以下の3点を掲げる。

- ① 拡張整備する農産物直売施設において、現施設での地元農産物の売上高を参考に、計画期間前の地元農産物の売上高1,155,000千円(H25～27年度の3箇年合計)から当施設整備による事業効果発現後(令和3～令和5年度の3箇年合計)における目標売上高を1,917,000千円(762,000千円増額)とする。
- ② 当該地区におけるグリーンツーリズム、並びに今回整備する加工体験施設の活用を通し、交流人口の拡大を図る。H27～28年度に実施された収穫体験ツアーの実績、並びに運営に係る主体者の意向を参考に、当該施設を拠点とした体験観光に関する情報の提供や更なるグリーンツーリズムの展開、並びに加工体験の実施により、交流人口を年間(令和3年～令和5年の3箇年合計)で659人増加させる。
- ③ 当該地区の農産資源を活用した新たな商品開発を3年間(令和元年～令和3年の3箇年合計)で6品行う。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

柏市は、千葉県の北西部に位置し、東西の距離は約18km、南北の距離は約15km、面積は114.74km<sup>2</sup>である。隣接する市は、東に我孫子市、印西市、利根川を挟んで茨城県取手市、守谷市、南に鎌ヶ谷市、白井市、西に松戸市、流山市、北に野田市となっている。柏市では、平成17年に開通した「つくばエクスプレス」の沿線において、鉄道の整備と一体的なまちづくりが進められている。なかでも、柏の葉キャンパス駅周辺では、公民学連携による次世代型のまちづくりが進められている。地勢は概ね平坦であり、下総台地の広い台地上を中心に、市街地や里山が形成されている。また、台地に入り込んだ大堀川、大津川、金山落などの川沿いや、手賀沼や利根川沿いに分布している低地では、干拓事業や治水事業なども進められ、まとまった農地等となっている。

本計画の対象であるしょうなん地区は、平成17年3月31日に柏市(当時)と合併し、現在の柏市を構成している。農業を基幹産業とする準農村地域であり、当該地区は、箕輪、岩井、鷲野谷、泉、金山、片山、柳戸、手賀、布瀬、曙橋、水道橋、千間橋、染井入新田の農林地1,197ha、柏市の1割を占める。「手賀沼アグリビジネスパーク事業」では、地区の魅力発信、ネットワーク強化に向けて、道の駅しょうなんと手賀沼フィッシングセンターをつなぐ2次交通として遊覧船の試験運航や駅と地区の拠点間を結ぶシャトルバスの試験運行等の社会実験をすすめるほか、手賀沼フィッシングセンターのリニューアル、収穫体験農園における受入実証等を官民連携した形で進めているところである。

また、本年度は、将来的な手賀沼DMOを見据えて設立された「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」が実施主体となり、「農山漁村振興交付金(農泊推進対策)」の交付金を受け、農泊実施体制の確立を進めているところである。

## 現状と課題

平成17年3月に旧柏市と旧沼南町の市町合併に伴い策定された「新市建設計画」及び「沼南地域整備方針」において、「手賀沼周辺拠点等の整備」及び「農業や観光・レクリエーションの振興による環境共生・交流の地域づくり」が位置づけられ、「手賀沼アグリビジネスパーク事業」がスタートした。平成22年6月に「手賀沼アグリビジネスパーク事業実現に向けた提案」がまとめられ、「道の駅しょうなん」は事業における中核的な施設・拠点に位置付けられた。こうした方向性や道の駅の現状等を踏まえ、平成27年3月に策定した「手賀沼アグリエントランスパーク構想」では、アグリビジネスパーク事業のエントランス機能として、道の駅しょうなんを再整備する方針とした。

当該地区が、都市と農村の交流促進による農業振興を図る上では、以下の現状と課題を踏まえた展開が必要である。

### ①農業を取り巻く環境

柏市の経営耕地面積は約1,772 ha(平成27年現在)で、昭和50年代と比較して約7割に減少、また、農業就業人口は1,683人で、昭和50年代と比較して約25%に減少しており、本市の農業振興における重要なエリアにおける活力の低下が進んでいる。

### ②本地区における本市産農産物の販売機会の状況

道の駅しょうなんの近年の来店客数は110万人と整備当初の想定の2倍の数値に達しており、今の農産物直売施設の売場面積では現在の需要に対応することは難しい状況にある。生産者の直接販売の場の拡充、来店客の購入機会の拡大が急務となっている。

### ③都市と農村の交流促進に向けた取組の状況

平成27年度から平成29年度にかけて、手賀沼地域で活動している民間事業者による「柏市しょうなん地区農活性化協議会」が、「都市農村共生・対流事業交付金」を活用し、農業体験を主とするグリーンツーリズム企画を実施している。また、平成28年度に、民間事業者を中心とした「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」が立ち上がり、手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プランの策定を行うと共に、地域の交流促進に向けたシャトルバスや遊覧船の運航、道の駅しょうなんを中心とした情報発信、体験農園、企業誘致、イベント企画などの事業展開を進めており、「農山漁村振興交付金(農泊推進対策)」(平成29～30年度)及び「地方創生推進交付金」(平成29～令和元年度)を活用しながら、事業拡大に向けた取り組みを継続している。

## 今後の展開方向等(※4)

### (1)道の駅を核としたしょうなん地区の活性化

#### ①将来の需要に対応した農産物の販売拡大

道の駅しょうなんにおける今の農産物直売施設の売場面積は過小である。また、「手賀沼アグリビジネスパーク事業」の推進によって、道の駅しょうなんは手賀沼地域全体のエントランスとしての機能強化が求められており、現在駐車場を含めた施設の拡張に取り組んでいるところである。拡張後は年間160万人の来場者を見込んでいることから、現在のみならず将来の需要に対応した売場面積を確保し、来場者数の増加及び本市農産物の販売機会の拡大を図る。

#### ②加工体験を通じた都市と農村交流機会の創出

加工体験施設では、市民、首都圏住民を対象とした生産者、フードコーディネーター等が講師となった調理体験、幻霜ポーク等の食肉加工体験、市内飲食店のシェフによる料理体験を開催し、都市と農村交流の機会を創出する。

#### ③道の駅を拠点としたグリーン・ツーリズム等の推進

手賀沼、及び手賀沼周辺の豊かな自然環境、農業、集落環境を活用したグリーン・ツーリズムを道の駅を拠点として展開する。具体的には、道の駅で体験メニュー、体験イベント等の情報発信を行うとともに、各種問合せの対応、参加受け入れの対応等を行い、地区の生産者や企業、団体等と連携して、収穫体験事業などの体験プログラムを推進する。

#### ④都市と農村交流を進める推進組織の組織化

民間事業者を中心として組織化された「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」は将来的な手賀沼DMOとして組織化に向け、今後の体制の検討を進める。

#### (2)関連施策

##### ①手賀沼を中心とした自然環境や景観の保全

拠点施設である道の駅、並びに手賀沼フィッシングセンターは再整備を進め、手賀沼等の周辺環境にマッチした植栽の整備や手賀沼に至るアプローチの整備を進める。また、手賀沼フィッシングセンター周辺の景観整備を進め、手賀沼周辺におけるランニング、ウォーキング、カヌー等のアクティビティの環境整備を進める。

#### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
柏市	しょうなん地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	柏市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
柏市	しょうなん地区	平成29年度農山漁村振興交付金事業(農泊推進事業、人材活用事業)	手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会	有	
		平成30年度農山漁村振興交付金事業(農泊推進事業、人材活用事業)	手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

**【記入要領】**

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

しょうなん地区(千葉県柏市)	区域面積(※2)	1,197ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の面積は1,475haであるのに対し、地域内の農用地と山林の面積合計は1,197haで、区域面積の81.1%を占める。 地域内の全就業者人口が2,353人であるのに対し、地域内の農業従事者数は481人で、20.4%以上を占めている。 以上のことから、農業が本地域の重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該地区の人口に占める15歳以上の総就業者数は、平成17年から平成22年の5年間で11.7%減少し、そのうち農林業従業者数は25.7%減少した。 それに対して、柏市全体では、15歳以上の総就業者数は3%増加し、そのうち農林業従業者数は22.7%減少した。 当該地区は柏市の他地域に比べて、労働力(農業労働力)の減少が顕著に進んでいる地域である。 本事業により、道の駅しょうなんの農産物直売施設の拡張整備、加工体験施設を新たに整備し、農産物直売施設の売場面積拡大に伴う農家の販売機会の拡大やパート雇用等による新たな雇用創出、加工体験プログラムの実施による生産者、食品製造者、地元女性等の地域内連携の創出、並びに市外からの体験プログラム参加による交流人口の増加が見込まれる。これにより地域及び農業の活性化につながるものと期待される。		
③法第3条第3号関係: 当地域は、手賀の丘公園(都市計画公園・緑地)の他、都市計画法に基づく用途地域及び既に市街地を形成している地域を含んでいない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
					該当なし								

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該当なし			
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。



## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">該当なし</div>	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況の評価については、施設整備後から毎年度、①道の駅運営事業者(指定管理者)、②農産物直売所運営者、③手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会、④行政(柏市)の四者間によるモニタリングを行い、目標の達成状況について検証するとともに、活性化計画終了後についても有識者を含めた(仮称)評価委員会において評価し、その結果を公表する。具体的な達成状況の評価は以下の手法で行う。

- ①令和3～5年度の農産物直売施設の売上高合計(直売施設POSデータより)
- ②令和3～5年度の収穫体験参加者、加工体験参加者の人数の合計(参加者リストより)
- ③平成29～令和3年度の新たな商品開発数(商品開発実績より)

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。